

「こころの祭 姫路」 開催要綱

（目 的）

第1条 姫路の文化を更に掘り下げるために、自宅、工房、神社、仏閣などを自主的に開放し、人とひととの出会いの場を提供していただき、通常一般的に公開されていない文化、人となりにふれることによって、姫路の隠れた「こころ」「もの」の発見をしてもらうことを目的とする。

（名 称）

第2条 この事業の名称は、「こころの祭 姫路」（以下「まつり」という。）という。

（実施日時）

第3条 まつりの実施日時は、毎年11月11日午前10時から午後4時までとする。

（実施場所）

第4条 まつりは、姫路市内の自宅、工房、神社、仏閣など自主開放された場所で実施する。

（実施内容等）

第5条 まつりの内容は、まつりを実施する者が自由に企画するものとし、庭園、建造物、コレクションや作品の展示、コンサート、茶会、講演及びビデオ等を公開する。

2 まつりは無料開放とし、当日は実施協力者と訪問者との間での金銭のやりとりは一切認めない。

3 補助金的なものは支給しない。

（補 則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、まつり開催について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成4年6月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成28年5月1日から施行する。